

改正 2015年4月1日
2022年4月1日

2016年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、中京大学（以下「本学」という。）において、人を直接の対象とし、個人の行動、環境、心身等に係る情報、データ等（以下「個人の情報、データ等」という。）を収集又は採取する研究（以下「人を対象とする研究」という。）を行う上で求められる研究者の倫理的な行動及び態度並びに人を対象とする研究の実施計画等の審査に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人から収集又は採取する個人の情報、データ等 次に掲げるものをいう。

① 個人の行動、環境、思想、意識、身体等に係る情報及びデータ

② 血液、体液、組織、細胞、遺伝子、排泄物等の人体から採取された試料

(2) 研究対象者 人を対象とする研究のため個人の情報、データ等を提供する者をいう。

(3) 研究者 本学の常勤教職員、大学院学生、大学院研究生若しくは大学院特別研究学生又は日本学術振興会特別研究員であつて、本学において研究活動に従事するものをいう。

(学部学生等の研究指導)

第3条 学部学生又は学部研究生が行う人を対象とする研究については、この規程に基づき、担当教員が適切に指導する。

(研究者の基本姿勢)

第4条 研究者は、個人の生命、尊厳及び基本的人権を尊重し、科学的かつ社会的に妥当な方法及び手段で、その研究を行わなければならない。

2 研究者は、法令、所轄庁の告示及び指針並びに学会等の指針等を遵守しなければならない。

3 研究者が個人の情報、データ等を収集又は採取する場合は、研究者は、研究対象者にとって安心かつ安全な方法で、身体的・精神的負担及び苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

(研究者の説明責任)

第5条 研究者が個人の情報、データ等を収集又は採取する場合は、研究者は、研究対象者に対して研究目的、研究計画、研究成果の発表方法等を研究対象者が理解できる言葉で説明しなければならない。

2 研究者が個人の情報、データ等を収集又は採取する場合で、研究対象者に何らかの身体的・精神的負担又は苦痛を伴わせることが予見されるときは、研究者は、その内容を研究対象者が理解できる言葉で説明しなければならない。

3 研究者は、研究対象者が人を対象とする研究実施期間において、不利益を受けることなく、いつでも次に掲げる権利を行使できることを説明しなければならない。

(1) 次条に規定する同意を撤回し、人を対象とする研究への協力を中止する権利

(2) 個人の情報、データ等の開示を求める権利

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者が個人の情報、データ等を収集又は採取する場合は、原則としてあらかじめ文書（電磁的記録を含む。）により研究対象者の同意を得なければならない。

2 前項に規定する研究対象者の同意には、前条に規定する説明に対する研究対象者の同意を含む。

3 研究者は、第1項に規定する同意に関する文書を適切な期間保管しなければならない。

4 研究者は、研究対象者が同意する能力がないと判断される場合は、当該研究対象者に代わる者から同意を得なければならない。

5 前項に規定する当該研究対象者に代わる者とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該研究対象者の意思及び利益を代弁できる者をいう。

(1) 法定代理人

(2) 配偶者

(3) 成人の子

- (4) 父母
- (5) 成人の兄弟姉妹又は孫
- (6) 祖父母
- (7) 同居の親族
- (8) 第2号から前号までの近親者

6 研究者は、研究対象者が16歳以上18歳未満の場合は、原則として当該研究対象者及び親権者の同意を得なければならない。

7 研究者は、研究対象者が16歳未満の場合は、原則として親権者の同意をもって当該研究対象者の同意とみなすが、当該研究対象者が理解できる言葉で説明を行い、同意を得る努力をしなければならない。

(第三者への委託)

第7条 研究者が第三者に委託して、個人の情報、データ等を収集又は採取する場合は、この規程の目的ののりとした契約を交わさなければならない。

(授業等における収集又は採取)

第8条 研究者が、講義、演習、実験、実習及び実技等教育実施の過程において、研究のために履修者から個人の情報、データ等の提供を求めるときは、事前に履修者の同意を得なければならない。

2 研究者は、個人の情報、データ等の提供の有無により、成績評価において履修者に不利益を与えてはならない。

(人を対象とする研究の実施計画等の審査)

第9条 本学は、人を対象とする研究を行う研究者からの申請に基づき、その研究の実施計画等の審査を行う。

2 本学は、前項の目的を達成するため、人を対象とする研究に関する倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

3 委員会に関する事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会が発議し、中京大学研究倫理委員会及び教学審議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。